

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第6条に基づく
事前了解願いの取扱方針

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」（以下「安全協定」という。）第6条に基づき、中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）が平成28年4月28日付け島原本広第79号及び島原本広第87号で県に対して提出した事前了解願いについては、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1. 事前了解願いに対する二段階の了解

- (1) 中国電力が原子力規制委員会（以下「規制委」という。）に廃止措置計画に係る認可申請及び特重施設等に係る設置変更許可申請を行うことについては、今回、了解する。
- (2) 安全協定に基づく最終的な了解は、規制委から審査結果について説明を受け、それに対して県議会をはじめ、県の安全対策協議会、原子力安全顧問、松江市や周辺自治体などの意見を聴いて、総合的に判断する。

2. 中国電力及び国の関係機関への要請

今回の申請の了解に当たっては、次のとおり諸事項を要請する。

- (1) 廃止措置計画に関する要請
中国電力（別紙1）、規制委（別紙2）、経済産業省（別紙3）
- (2) 特重施設等に関する要請
中国電力（別紙4）、規制委（別紙5）
- (3) 廃止措置計画及び特重施設等の防災対策に関する要請
内閣府（別紙6）

(別紙1)

中国電力への要請事項（廃止措置計画）

1. 原子力規制委員会の廃止措置計画認可申請の審査の状況及び審査により変更・追加した内容については、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市（以下「関係自治体」という。）に対して適切に説明すること。
2. 関係自治体などに対して、引き続き、丁寧な情報提供を行うこと。
3. 使用済燃料の全量搬出・譲渡しの適切な実施について、具体的な検討を進めること。
4. 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の確実な処分について、具体的な検討を進めること。
5. 地震等の自然災害への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策について具体的な検討を進めること。
6. 系統除染や設備の解体等、廃止措置の作業を進めるに当たっては、周辺環境への影響防止の観点から、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。
7. 廃止措置に当たっての安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育及び訓練といった人的な対応に関しても、不断の充実・強化を図るよう適切な取組を行うこと。
8. 原子力災害発生時における防災体制の構築に当たっては、緊急時、あるいは平常時を問わず、関係自治体と緊密な連携を図ること。
9. 地元企業への工事発注など、地域振興に特段の配慮をするとともに、その具体的な内容を明らかにすること。

(別紙2)

原子力規制委員会への要請事項（廃止措置計画）

1. 廃止措置計画の審査に当たっては、住民の安全確保の観点から厳格に審査いただきたい。
2. 廃止措置中の適切な使用済燃料の管理や譲渡し、廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等の管理や処分が適切に行われるよう、十分に審査いただきたい。
3. 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の取扱基準等の確立についても、早急に方針を示していただきたい。
4. 廃止措置に当たっての安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育及び訓練といった人的な対応についても十分に審査いただきたい。
5. 審査の結果については、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市に対して、丁寧な説明を行っていただきたい。
6. 原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要援護者が迅速かつ安全に避難できるような対策を、国が前面に立って調整・支援していただきたい。

(別紙3)

経済産業省への要請事項（廃止措置計画）

1. 使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃料の再処理等、国が前面に立って取り組んでいただきたい。
2. 原子力発電施設の廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の処分については、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても、処分の円滑な実現に向け、取組を加速させていただきたい。
3. 原子力発電施設については、廃止が決定された後も原子力安全・防災対策など行政の財政負担が引き続き生じること、また、立地自治体の経済、雇用、財政等への影響への考慮が必要であることから、電源三法交付金・補助金については、原子力発電施設の撤去完了までを見据えた制度にしていきたい。

(別紙4)

中国電力への要請事項（特重施設、第3系統バッテリー）

平成25年12月の2号機に係る申請了解時に要請した事項について、引き続き適切に対応すること。

平成25年12月申請時の中国電力への要請事項

1. 原子力規制委員会の適合性確認審査の状況及び審査により必要となった変更・追加の対策については、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市（以下「関係自治体」という。）に対して適切に説明すること。
2. 関係自治体などに対して、引き続き、丁寧な情報提供を行うこと。
3. 宍道断層の評価など、地震及び津波の想定については、発生規模などの不確実性を十分に考慮し、常に最新の知見を取り入れ、それに基づく安全対策を適切に実施すること。
4. フィルタベントや汚染水対策などのシビアアクシデント対策については、その有効性と影響を適切に考慮して実施するとともに、この点についての関係自治体への説明は特に丁寧に行うこと。
5. 安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織体制、発電所の人員、教育及び訓練といった人的な対応に関しても、不断の充実・強化を図るよう適切な取組を行うこと。
6. 島根原子力発電所の引き続きの安全性向上のため、自主的かつ主体的に対策の実施に取り組むとともに、関係自治体に対しその情報を的確に提供すること。
7. 原子力災害発生時における防災体制の構築に当たっては、緊急時、あるいは平常時を問わず、関係自治体と緊密な連携を図ること。

(別紙5)

原子力規制委員会への要請事項（特重施設、第3系統バッテリー）

平成25年12月の2号機に係る申請了解時に要請した事項について、引き続き適切に対応すること。

平成25年12月申請時の原子力規制委員会への要請事項

1. 適合性確認審査に当たっては、現地調査を行うなどにより、島根原子力発電所の特性、立地、周辺状況を的確に把握した上で、住民の安全確保の観点から厳格に審査いただきたい。
2. 宍道断層の評価など、地震及び津波の想定については、発生規模などの不確実性を十分に考慮し、最新の知見も踏まえ、それに基づいた安全対策が適切に実施されているか審査いただきたい。
3. フィルタベントや汚染水対策などのシビアアクシデント対策については、その有効性と影響を適切に考慮して実施するとともに、この点についての説明は特に丁寧に行っていただきたい。
4. 安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織体制、発電所の人員、教育及び訓練といった人的な対応に関しても、適切に取り組まれているかを審査するとともに、必要に応じて指導を行っていただきたい。
5. 福島第一原子力発電所の事故の原因究明や調査の進捗に応じ、新たに得られた知見については、その都度、規制基準に反映していただきたい。
6. 審査の結果については、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市に対して、丁寧な説明を行っていただきたい。
7. 原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要援護者が迅速かつ安全に避難できるような対策を、国が前面に立って調整・支援していただきたい。

(別紙6)

内閣府への要請事項(廃止措置計画及び特重施設、第3系統バッテリー)

原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要援護者が迅速かつ安全に避難できるような対策を、引き続き国が前面に立って調整・支援していただきたい。